

平成26年度第3回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 平成27年1月29日（木）

ところ 市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

## 平成26年度第3回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成27年1月29日(木)

場 所 市役所本庁舎第1会議室

出席者 〈委 員〉

金 井 東 海	鈴 木 まゆみ	水 越 順 子
瀬 口 秀 孝	西 野 裕 仁	穂 坂 英 明
黒 米 哲 也	池 田 馨	遠 藤 百合子
紀 由紀子	百 瀬 和 浩	森 戸 洋 子
吉 田 幹 哉		

〈保険者〉

副市長	川 上 秀 一
市民部長	藤 本 裕
保険年金課長	本 木 直 明
国保税係長	杉 野 俊太郎
国保税係主査(賦課担当)	野 村 明 生
国保税係主任(賦課担当)	伊 澤 裕 之
国保給付係主任	渡 邊 雅 彦

議 題 日程第1 小金井市国民健康保険運営協議会臨時議長の選出について  
日程第2 小金井市国民健康保険運営協議会会長並びに会長職務代行者の選挙について  
日程第3 小金井市国民健康保険税条例の一部改正について(諮問)  
日程第4 その他

平成27年1月29日

◎**本木保険年金課長** それでは、定刻となりましたので、平成26年度第3回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

また、本日は、委員の方々の他のご公務、そしてこの会議室につきましては、市民の方もいらっしゃる他の会議が、この後ちょっと控えているということもございまして、できましたら、申しわけございませんけれども、3時まで、どんなに遅くとも3時半までには終了いたしたいという予定でございますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

本協議会につきましては、平成27年1月1日から新たな任期となっているところでございまして、第1回目の協議会になります。

したがって、本日の各委員席につきましては、現時点では仮議席とさせていただいておりますのでございます。皆様から見て右手のほうから、小金井市国民健康保険条例第2条第1号による被保険者を代表する委員の方3名、第2号による保険医、保険薬剤師を代表する委員の方5名、第3号による公益を代表する委員の方5名、それから、第4号による被用者保険等被保険者を代表する委員の方2名の順になってございます。

なお、被保険者を代表する委員につきましては、定数が5名のうち2名が欠員となっております。

また、ご着席の順番につきましては、それぞれの区分ごとの中で、50音順とさせていただいておりますので、あらかじめそようにご理解いただきたいと思います。

続きまして、本来でありますと、小金井市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定に基づきまして、この場で市長より委嘱状の交付をとり行わせていただくところですが、まことに失礼ではありましたが、委員各位にご郵送という形で交付させていただいておりますので、その旨ご了解をお願いいたします。

なお、今期の任期につきましては、平成28年12月31日までとなっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本来ですと、市長のほうからご挨拶を申し上げるところでございますが、市長が公務のため、欠席しておりますので、本日は副市長からご挨拶をさせていただきます。また、後ほど諮問につきましても、副市長より諮問させていただきます。

川上副市長、よろしくお願いいたします。

◎**川上副市長** 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。日ごろから国民健康保険事業につきましては、多大なるご尽力をいただきますとともに、市政全般にわたりまして多大なご協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

国民健康保険は、半世紀にわたる歴史がございますけれども、現在ご案内のとおり、大きな改革が検討されております。今月9日ですけれども、国で審議されております、この改革について新しい情報がございました。国民健康保険は、各市区町村で厳しい運営が続いておりますことから、その財政運営を都道府県が担うことが検討されてきました。このほど、その開始年度が平成30年と明記されたところがございます。その実施につきましては法改正が伴いますので、今後国会での審議が必要となってまいりますけれども、本市では、定められている役割をしっかりと果たせるように、万全の準備をしていきたいと考えているところでございます。

それからまた、本日は、前回、税率改定についてご答申をいただきましたけれども、再度、諮問をさせていただくことになっております。今月14日ですけれども、平成27年度税制改正大綱が閣議決定されたことによりまして、国民健康保険税においても、賦課限度額の改正が行われることになりました。本市の厳しい国保財政運営の健全化を図るため、国の改定にあわせて、本市の賦課限度額の改定についてご審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど詳しくご説明させていただきますけれども、委員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎本木保険年金課長 それでは、続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

川上副市長でございます。

◎川上副市長 改めまして、よろしくお願いいたします。

◎本木保険年金課長 藤本市民部長でございます。

◎藤本市民部長 どうぞよろしくお願いいたします。

◎本木保険年金課長 国保税係長、杉野でございます。

◎杉野国保税係長 杉野と申します。よろしくお願いいたします。

◎本木保険年金課長 賦課担当の主査、野村でございます。

◎野村国保税係主査 野村です。よろしくお願いいたします。

◎本木保険年金課長 国保税係主任、伊澤でございます。

◎伊澤国保税係主任 よろしくお願いします。

◎本木保険年金課長 国保給付係主任、渡邊でございます。

◎渡邊国保給付係主任 よろしくお願いいたします。

◎本木保険年金課長 私は保険年金課長の本木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これからの進行は、市民部長のほうで進めさせていただきます。

◎藤本市民部長 それでは済みません、座ったまま進めさせていただきます。

本日は今期初めての会議でございますので、私のほうから委員さんをご紹介させていただきますが、各委員におかれましては、ご挨拶をいただければ幸いです。なお、ご挨拶は

着席のままお願いいたします。よろしく申し上げます。

まず、皆様から見て右側からご紹介をいたします。

初めに、第1号、被保険者を代表する委員でございます。

金井委員さんでございます。

◎金井委員 金井です。よろしく申し上げます。

◎藤本市民部長 鈴木委員さんでございます。

◎鈴木委員 よろしく申し上げます。

◎藤本市民部長 水越委員さんでございます。

◎水越委員 よろしく申し上げます。

◎藤本市民部長 次に、第2号、保険医または保険薬剤師を代表する委員でございます。

医師会から、瀬口委員さんでございます。

◎瀬口委員 よろしく申し上げます。

◎藤本市民部長 西野委員さんでございます。

◎西野委員 よろしく申し上げます。

◎藤本市民部長 穂坂委員さんでございます。

◎穂坂委員 よろしく申し上げます。

◎藤本市民部長 歯科医師会から、黒米委員さんでございます。

◎黒米委員 よろしく申し上げます。

◎藤本市民部長 薬剤師会から、池田委員さんでございます。

◎池田委員 よろしく申し上げます。

◎藤本市民部長 続きまして、第3号、公益を代表する委員でございます。

民生委員から、櫻井委員さんでございますが、本日欠席する旨のご連絡をいただいておりますのでお伝えいたします。

市議会から、遠藤委員さんでございます。

◎遠藤委員 よろしく申し上げます。

◎藤本市民部長 紀委員さんでございます。

◎紀委員 紀由紀子でございます。よろしく申し上げます。

◎藤本市民部長 百瀬委員さんでございます。

◎百瀬委員 よろしく申し上げます。

◎藤本市民部長 森戸委員さんでございます。

◎森戸委員 よろしく申し上げます。

◎藤本市民部長 最後に、第4号、被用者保険等保険者を代表する委員でございます。

全国健康保険協会から、大西委員さんでございますが、本日欠席する旨のご連絡をいただいておりますのでお伝えいたします。

健康保険組合連合会から、吉田委員さんでございます。

◎吉田委員 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

◎藤本市民部長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入るわけでございますが、議事に入る前に、本会議の成立の可否につきまして、事務局から報告をさせていただきます。

◎渡邊国保給付係主任 それでは、本会議の成立の可否についてご報告いたします。

現在、定数17名のうち13名、2分の1以上のご出席をいただいております。

また、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。

したがって、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

◎藤本市民部長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の日程につきましては、既に机の上に配付しております議事日程のとおりでございます。

日程第1「小金井市国民健康保険運営協議会臨時議長の選出について」を議題とさせていただきます。

本協議会は新たな任期となっておりますので、会長及び会長職務代理者を新たに選出いただくこととなります。このため、臨時の議長を選出する必要があります。

それでは、小金井市国民健康保険運営協議会臨時議長の選出についてお諮りをいたします。従前の例によりまして、最年長者であります金井委員を臨時議長に指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎藤本市民部長 よろしいでしょうか。それでは、ご異議なしと認めます。金井委員を臨時議長に指名させていただきます。

交代のため、しばらくお時間をいただきたいと思います。金井委員、よろしくお願いいたします。

(金井臨時議長、臨時議長席へ移動)

◎金井臨時議長 こんにちは。それでは座ってやらさせていただきます。

ただいまご指名いただきました、金井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議を続けさせていただきます。

皆様のお手元にあります、日程第2「小金井市国民健康保険運営協議会会長並びに会長職務代行者の選挙について」を議題といたします。

会長並びに会長職務代行者は、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づき、第3号による公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙することになっておりますので、どなたか選出方法、どのようにして選出するかということについて、ご意見がございますでしょうか。

はい、どうぞ。

◎紀委員 指名推選でお願いいたします。

◎金井臨時議長 ただいま紀委員のほうから、選出方法について指名推選とのご意見がありました。指名推選により決定することについて、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎金井臨時議長 ありがとうございます。それでは、異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

したがいまして、指名推選という方法で、この協議会の会長を選出していただきますが、どなたか推選していただけますでしょうか。

どうぞ。

◎紀委員 遠藤百合子さんをお願いいたします。

◎金井臨時議長 ただいま、遠藤委員を会長として推選する旨のご発言がございました。

これを皆様にお諮りいたします。遠藤委員を会長に推選することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎金井臨時議長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名のありましたとおり、会長に遠藤委員を選出することに決定いたしました。ありがとうございます。

では同じく、会長職務代行者の選出方法について、ご意見がございますか。

◎紀委員 指名推選をお願いいたします。

◎金井臨時議長 ただいま紀委員のほうから、選出方法について指名推選でというご意見がございました。

指名推選により決定することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎金井臨時議長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

したがいまして、指名推選という方法で、会長職務代行者を選出させていただきますが、どなたか推選していただけますでしょうか。

どうぞ。

◎紀委員 今日、ご欠席ではございますけれども、櫻井綾子さんを推選させていただきます。

◎金井臨時議長 ありがとうございます。ただいま、ご欠席ではあるけれども、櫻井綾子委員を会長職務代行者として推選というご発言がございました。

これについてお諮りいたします。櫻井綾子委員を会長職務代行者に選出することについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎金井臨時議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、ただいま指名のありましたとおり、会長職務代行者に櫻井委員を選出することを決定いたしました。

会長並びに会長職務代行者が決定しましたので、臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございます。

それでは、会長と交代いたします。しばらくお待ちください。

(金井臨時議長、委員席へ移動)

◎藤本市民部長 金井臨時議長におかれましては大変ありがとうございました。

遠藤会長、こちらのほうの席をお願いいたします。

会長及び職務代行者が選任されました。それでは、会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

(遠藤会長、議長席へ移動)

◎遠藤会長 ただいま指名推選という形で、また、前期に引き続きまして会長をやらせていただくことになりました、遠藤百合子と申します。引き続き、議事のスムーズな運営を心がけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎藤本市民部長 ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

本協議会の議長につきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則の第6条の規定によりまして、会長が行うこととなっております。遠藤会長、よろしくお願い申し上げます。

◎遠藤会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

これより委員の議席の指定を行いたいと思いますが、従前の例によりまして、ただいま着席されている仮議席をもって議席といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 ご異議なしということですので、そのとおりに決定させていただきます。

次に、小金井市国民健康保険運営協議会規則第9条第2項の規定により、会議録署名委員2名を指名したいと思います。1番の金井委員、2番の鈴木委員の2人を会議録署名委員として指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第3「小金井市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

副市長の諮問を求めます。

◎川上副市長 それでは、諮問させていただきます。読み上げさせていただきます。

小市保発第877号

平成27年1月29日

小金井市国民健康保険運営協議会長 様

小金井市長

稲葉 孝彦

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について (諮問)

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例(平成20年条例第28号)の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年規則第6号)第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

## 記

### [諮問事項]

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

#### ○ 改正内容

- 1 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額(医療分)の課税限度額について、51万円を52万円に改定する。
- 2 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について、16万円を17万円に改定する。
- 3 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の課税限度額について、14万円を16万円に改定する。

この改正は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◎**遠藤会長** 副市長は所用のため、これで退席をされるということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎**川上副市長** 大変申しわけございません。公務が重なっておりまして、退出をさせていただきます。

今日の結果につきましては、担当から報告を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。失礼します。

(副市長退席)

◎**遠藤会長** ただいま副市長より諮問がございました。諮問書の写しを皆様にご配付させていただきます。

(諮問文配付)

◎**遠藤会長** 皆様のお手元に諮問書がお渡りになったことと思います。

それでは、ただいまの諮問につきまして、細部について事務局の説明を求めます。

◎**本木保険年金課長** それでは、ご説明の前に、資料の確認をさせていただきます。

また、今ご配付させていただきました書類につきまして、1点誤りがございました。大変申しわけございません。お詫びの上、訂正をさせていただきます。後ほど訂正したものをご郵送でお送りいたしたいと思っております。

ただいまの諮問書でございますけれども、下から4行目、介護納付金のところの番号なんですけれども、2と書いてございます。ただいま副市長が読み上げましたとおり、3が正しいものでございます。後ほど差しかえをさせていただきます。大変失礼いたしました。このような間違いがないよう、以後気をつけさせていただきたいと思っております。失礼いたしました。

それでは、ご説明の前に、資料の確認をさせていただきます。

事前に配付いたしました資料、1点目、「国民健康保険税改定（賦課限度額）関係」でございます。目次以下、9ページまでとなっております。

2点目、こちらも事前に資料要求いただきましたもので、「国民健康保険税改定（賦課限度額）関係（その2）」でございます。目次以下、3ページまでとなっております。

それから3点目、本日、追加で1枚机の上に置かせていただいたもので、「低所得者の保険料に対する財政支援の強化」でございます。

以上でございますが、資料のご不足の方はいらっしゃいますでしょうか。

それではよろしいでしょうか。それでは、日程第3「小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）」の説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

諮問内容の説明の前に、1月に入りましてから、国におけます国民健康保険の制度改革や、予算関係のことが公表されましたので、まずはその点について簡単にご報告いたします。

まず1点目、国民健康保険の広域化という点でございます。国民健康保険の財政運営をこれまでの市町村から都道府県にするというものでございますが、平成30年度から都道府県が運営するという方針が、国の社会保障制度改革推進本部で決定されました。

保険者の役割分担としては、都道府県は市町村が医療費の給付に係る費用を全額交付します。都道府県は、その保険料を負担する分として必要な額を「分賦金」という形で市町村に請求し、市町村は保険料の税率を設定し、賦課徴収を行うものです。財政運営を都道府県が担うというものです。また、資格管理などの窓口についても、これまでどおり市町村が行うというものです。特定健診、ヘルスのほうの保健事業についても市町村の役割とされています。

これらの改革には法改正が伴いますので、本年中に国会のほうで審議されると聞いてございますが、より詳細なことが分かりましてから、別の機会に、資料などもつけてご報告させていただきます。

次に、平成27年度税制改正大綱でございます。済みません、いきなり飛びますけれども、資料の5ページをごらんください。図の上の部分、賦課限度額につきましては改定されることとなりました。賦課限度額の上限額について、基礎課税額、これは医療分のことですが、51万円から52万円に、後期高齢者支援金分が16万円から17万円に、介護分が14万円から16万円に改正されることとなりました。

これらの資料は、今月9日に開催されました厚生労働省所管の社会保障審議会医療保険部会の資料でございますが、政府としては、平成27年1月14日に平成27年度税制改正の大綱

として閣議決定されまして、賦課限度額が改定されることが正式に決定いたしました。

また、税制改正大綱としては、このほかに、法定の保険料軽減の5割軽減、2割軽減について、軽減判定基準が改定されることとなりました。

これらの詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、国の平成27年度予算に関することです。資料は、本日追加で机の上に配付させていただいたA4判の1枚物の資料で、「低所得者の保険料に対する財政支援の強化」でございます。こちらの資料でございますが、前回の資料と同じものでございまして、再度お配りさせていただきました。

資料にあります消費税率改定にあわせた社会保障の充実策についてです。国民健康保険の充実分としては、保険者支援制度の拡充が講じられる予定でございました。ところが、消費税率10%の改定が1年半先送りになったことで、平成27年度では、その実施が不透明になっていると、前回ご説明いたしました。

このほど国の予算が公表されまして、この保険者支援制度の拡充が全額措置されたとのことでございます。全国の公費規模で1,700億円と言われているもので、本市でも一般会計から繰り入れられる額が、8,800万円ほど増額となる見込みです。前回もご説明いたしましたが、この分につきましては、前回の諮問で見送りをいたしました赤字解消分の一部に充てさせていただくことといたしました。

それでは、今回の諮問内容であります、賦課限度額の改定についてご説明いたします。

まずは賦課限度額について、国の法律と市の条例の関係について説明させていただきます。

賦課限度額は、地方税法施行令という政令により上限額が定められておりまして、その範囲内で、市町村は条例で定めることとなっております。通常、12月中旬ごろに税制改正大綱が示され、法律的には、年度末ぎりぎりに政令改正がされておりました。以前の本市におきましては、年度末ぎりぎりに政令が改正されますことから、それを待って、賦課限度額に関する条例改正を本運営協議会に諮問し、議会に上程しておりましたので、早くても政令より1年遅れということになっておりました。

しかし、昨年、税制改正大綱が政府閣議で決定した段階で運営協議会に諮問し、改正条例の条文において、施行日について技術的に工夫することで、政令改正と同時期での条例改正が可能となったものです。

今回につきましては、税制改正大綱の決定が1月14日でしたので、前回の諮問に盛り込むことができなかった、この賦課限度額の改定の諮問をお願いするものです。

それでは、資料1ページの内容は、3ページの資料に含まれている内容もありますので、資料が前後しますが、3ページの国民健康保険税課税限度額改定に伴う国民健康保険税収入への影響額についての資料をごらんください。

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つに区分されております。賦課限度額もそれぞれ規定されております。資料では3つの区分に分けてお示ししています。

まず、上の表は、納税義務者である一世帯についての現行限度額と改定限度額、その影響額についてお示したものでございます。今回の政令による上限額の改定では、医療分、支援金分につきましてはそれぞれ1万円、介護分については2万円、賦課限度額の上限額が改定となります。

今回の諮問では、本市の賦課限度額につきまして、改正予定の政令の上限どおりとし、医療分については現行の51万円から52万円に、支援金分については現行の16万円から17万円に、介護分については現行の14万円から16万円に、それぞれ増額するものでございます。

現行限度額では、医療分、支援金分、介護分を合わせて81万円のところで、賦課限度額を改定した場合には85万円となることから、全ての区分で賦課限度額に達している世帯では、4万円の負担増となるものでございます。

次に、中ほどの表は、市全体の国保税額の調定額の影響を、区分ごとにまとめたものでございます。

医療分では、賦課限度額を1万円改定するため、調定額が447万5千円、0.25%増となっています。支援金分では、同じく1万円改定するため、調定額が632万5千円、0.87%増となっています。介護分では、賦課限度額を2万円改定するため、調定額が640万1千円、2.11%増となっています。

合計では、調定ベースで1,720万1千円、0.61%の増となっています。これに収納率を勘案しました収入ベースでは、1,565万3千円の増額となります。

恐れ入ります、ここで資料1ページをごらんください。こちらの資料は改定案の総括表でございます。ただいま説明いたしました同様のことが記載されています。所得割の税率等も含めて確認できるものとなっております。

(B)列が、前回諮問した税率改正後の数値となっております。(C)列が、今回税制改正大綱を反映したもので、賦課限度額を改正したものとなっております。

(1)医療分で申し上げますと、②改定額内訳の表で賦課限度額を改定することによりまして、④、賦課限度額超過額が減少いたしますことから、一番右側の(B)列と(C)列の差し引きのように、調定見込額が増えることとなっております。後期高齢者支援金、介護分におきましても同様でございます。

続きまして、資料3ページにお戻りください。下の表、(2)限度額に到達する世帯の推計でございます。

左の列、医療分では、現行では481世帯、全世帯に対する割合では2.43%の世帯が賦課限度額に達していますが、改定後は、465世帯、2.35%の世帯が賦課限度額を超えている世帯となり、税額は1万円の増額になります。残りの16世帯は賦課限度額に達しないこととなりますので、100円以上1万円未満の増額となります。

同様に、真ん中の列、後期高齢者支援金では、現行では722世帯、3.65%の世帯が賦課限度額に達していますが、改定後は、630世帯、3.18%の世帯が賦課限度額を超えている

世帯となり、税額は1万円の増額となります。残りの92世帯は、先ほどと同様、賦課限度額に達しないこととなりますので、100円以上1万円未満の増額となります。

また、右の列、介護分では、現行では394世帯、4.33%の世帯が賦課限度額に達していますが、改定後は304世帯、3.34%となり、税額は2万円の増額になります。残りの90世帯は、100円以上2万円未満の増額となります。

4ページは、世帯モデル別の限度額に到達するまでの目安を示したものでございます。給与収入を10万円単位として、50歳代の単身世帯、30歳代の夫婦と子供1人世帯、40歳代の夫婦と子供2人世帯で、現行と改定後ではどのぐらい影響があるかをお示ししてございます。

①の単身世帯をごらんください。表側には給与収入額、表頭の左が現行の賦課限度額、その右が賦課限度額改定後、一番右が差額となっております。一番上の900万円の給与収入では、現行の医療分が38万8,900円、支援金分が14万2,100円、介護分は14万円で限度額に達しており、合計67万1,000円となっております。

これが改定後になりますと、医療分、支援金分は変動ございませんが、介護分では限度額に達しませんので、14万800円となり、合計額は67万1,800円で800円の増となります。改定後は限度額該当世帯でなくなることを示していますので、限度額引き上げ額の2万円全額ではなく、一部が増額となるものです。

また、表の見方を変えてみますと、表の太枠内の数値が限度額に達している部分を表しているものでございます。したがって、このモデルでは、現行では介護分の限度額到達世帯は給与収入900万円の水準でございますが、改定後は、給与収入1,020万円の水準の世帯となります。介護分だけをとりましますと、これ以上の世帯については、今回の引き上げ額2万円全額が増額となります。

大変わかりにくい表かもしれませんが、以下同様となっておりますのでご覧いただきたいと思えます。いずれの世帯におきましても、現行で限度額に達している世帯の給与収入は、大変高額となっていることがお気づきかと思えます。今回の限度額の改定は高額の収入の世帯に影響があり、その負担をお願いするものでございます。

次に、資料を飛びまして、6ページの小金井市と政令の賦課限度額の推移をごらんください。本市の賦課限度額と、政令の上限額を比較したものでございます。

一時期、賦課限度額につきましても、本市では改定をしなかった時期がございました。政令の上限額とは、最高で平成22年度に12万円の開きが生じてしまいました。平成23年度から順次改定を重ね、政令の上限もしばらく改定がなかったことから、ようやく平成25年度に政令の上限と同額になったところでございます。

先ほども説明いたしましたように、政令と同時期のタイミングで国保税条例を改正できるよう、条例上の技術的な課題もクリアしましたことから、平成26年度には改正した政令の額と同額になるよう、本市の賦課限度額も改正することができました。平成27年度につきましても同様に、政令改正と同時期のタイミングで政令の上限額と同額にするものでございます。

大きな課題となっております実質収支の赤字解消を目指し、円滑な国保財政運営の確保を図る観点から、賦課限度額の改正をお願いするものでございます。

済みません、資料をまた1つ戻りまして、5ページをごらんください。図の下の部分でございますが、先ほどご説明いたしました、法定の保険料軽減であります5割軽減、2割軽減の軽減判定基準の改正でございます。

図の左側にありますように、現行の5割軽減では、その軽減判定所得の判定は、その世帯の被保険者数に24万5,000円を乗じた額に基礎控除額33万円を加算した額を、その世帯の所得と比較します。今回の改正では、資料の右側にありますように、被保険者数に乗じる額について、24万5,000円から26万円に改正するもので、対象者が拡充することとなります。同様に2割軽減では、被保険者数に乗じる額について、45万円から47万円に改正するもので、同様に対象者が拡充することとなります。

この見直しは、平成26年度の消費者物価指数の上昇に応じるもので、見直しが必要と判断されたものです。業界紙の記事によりますと、この基準額について、経済動向を踏まえて見直すのは平成10年度以来、17年ぶりのことだそうです。なお、近ごろの新聞報道にあります国保への公費投入の話とは、別次元で見直されたものでございます。

次に、済みません、また資料を1つ飛びまして、7ページをごらんください。

この改正に伴う世帯例別の一覧でございます。①から④までの例で、それぞれ左側が現行の基準額で、それぞれ右側が判定基準改正後の国保年税額となります。①及び③では、現行2割軽減であったものが5割軽減に、②及び④では、現行軽減のなかったものが2割軽減になる例でございます。それぞれ前回の諮問における税率改定前と比較しましても、年税額が減少するものとなっております。

ここで、済みません、また資料を戻りまして、1ページ、2ページをごらんください。

(1)の医療分では、②改定額内訳の表の④、低所得軽減額の欄ですが、一番右側の(B)列と(C)列の差し引きのように、243万1千円軽減額が増額されることとなります。同様に、(2)後期高齢者支援金分では、⑤の欄ですが、139万8千円が、資料2ページ、(3)の介護分では、同じく⑥の欄ですが、45万6千円の軽減が増額されることとなります。

(4)の全体分では、影響額と増減率の表にありますように、上から1行目のように、マイナス428万5千円で、国保税全体から見ると0.15%の減となっております。

なお、国民健康保険税としては428万5千円減となるわけですが、この法定軽減につきましては、その分、一般会計から保険基盤安定繰入金が増額となりますので、国保財政には影響を及ぼさないものとなっております。

以上が賦課限度額と軽減判定基準の改正でございますが、それらを総括いたしますと、再度2ページの(4)全体分をごらんください。

影響額、増減率の表ですが、2行目の白の☆印が、賦課限度額の調定額の影響額で1,720万1千円となります。その上の行が、軽減判定基準改正でマイナスの428万5千円となりま

す。また、下から2行目の前回の税率改正分の影響額が7,524万2千円となります。

一番下の行が、今回の黒の★印になりますけれども、合計の調定ベースの影響額で8,815万8千円となりまして、3.19%の改定率となります。これに収納率を勘案しました収入ベースでは、8,022万4千円の増額となっております。

続きまして、資料をもとに飛びまして、8ページは本市の国保税の改定状況になります。一番下の段に平成27年度案を加えさせていただきました。

資料9ページは、前回と全く同じ資料ですが、平成26年度の都内26市の状況です。網かけ部分は平成26年度に改定を実施した部分となります。

賦課限度額につきましては、平成26年度において政令改正がございましたが、同時期のタイミングで条例改正し、政令と同額となっている市は、本市を含め15市となっております。

続きまして、追加でお配りさせていただいた資料で、「国民健康保険税改定（賦課限度額）関係（その2）」でございます。いずれも金井委員からご要求のあった資料でございます。

1ページをごらんください。会社に勤めていらっしゃる方などの被用者保険の標準報酬月額の上限についてでございます。現時点の上限額が分かるものということでしたが、今日9日、国の社会保障審議会医療保険部会で配付された資料に、今後の予定について記載された資料がございましたので、こちらを資料とさせていただきます。

現在の上限は、第47級121万円でございますが、平成28年度からは、第50級139万円とする予定とのことでございます。

次に2ページをごらんください。先ほど、法定の5割、2割の軽減の軽減判定基準の見直しを説明させていただきましたが、本市における対象者数でございます。被保険者数で推移を記載いたしました。

平成26年度には、消費税改定に伴う社会保障の充実策として、5割、2割軽減の対象者が大幅に増えております。平成27年度では、先ほどのご説明のように、経済動向に反映した見直しで、5割、2割軽減の対象者がさらに増加する見込みとなっております。

次に3ページをごらんください。短期証の発行状況の推移でございます。短期証は、一定程度保険税の滞納のある方を対象にして、被保険者証の有効期間を短縮して発行するものでございまして、滞納者との相談の機会をより多くするために実施しております。本市では6か月の有効期間としており、滞納を解消された方は、通常の被保険者証に戻っております。

また、被保険者証の有効期間は2年間ですので、被保険者証の一斉更新の際に、新たに短期証の対象者となる方がいらっしゃいますので、被保険者証の一斉更新のあった平成25年10月のときには、短期証の発行件数は増加しております。その後、一斉更新までは、新たに短期証の対象になる方はおりませんので、発行件数は減少する傾向にあります。

以上、資料の説明でございます。大変恐縮ではございますが、本日ご答申をいただき、当初予算に反映させたいと考えてございます。この点を含め、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

◎遠藤会長 事務局の説明が終わりました。事務局に対しまして何かご質問があれば、どうぞお出してください。お願いします。

◎吉田委員 よろしいでしょうか。ちょっと教えていただきたいんですが、当初のその1の3ページの真ん中のところで、収納ベース影響額ということで出ているんですが、その収納ベースというのは、収納率を掛けていらっしゃるということですよ。

◎本木保険年金課長 はい。

◎吉田委員 それを教えてくださいませんか。

◎本木保険年金課長 前回のときにもお示した同率ですけれども、現年分の収納率ということで、91%を掛けさせていただいて算出させていただきます。

◎吉田委員 ありがとうございます。

◎遠藤会長 他にいかがでしょうか。今日の諮問に対してのご質問ということですが、ご意見でも結構ですけれども、何かありましたら、どうぞ出していただきたくお願いします。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

◎遠藤会長 それでは、本国民健康保険税条例の一部改定は、来月から開催されます2月議会に上程しなければなりませんので、本日、答申をまとめたいて考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 答申といたしましては、市長の諮問のとおりということで取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 ありがとうございます。では異議なしと認めます。本件につきましては、市長の諮問のとおり答申することと決定いたしました。

答申書につきましては、事務局と調整の上、委員の皆様方に後日送付させていただきます。

次に、日程第4「その他」に入るわけですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

◎本木保険年金課長 それでは、委員交代に伴う委員名簿についてでございます。

既に机の上に配付してございます委員名簿について、住所・電話番号が記載されていないものを配付させていただいております。委員の皆様のご了承が得られれば、例年のとおり、住所・電話番号等が記載されている名簿を配付したいと思いますが、いかがでしょうか。

補足ではございますが、保険医・保険薬剤師代表及び被用者保険代表の委員の方々の住所・電話番号につきましては、勤務先とさせていただきます。

◎遠藤会長 事務局から提案がございましたが、住所等の記載のある名簿の配付について、個人情報となりますので、取り扱いに注意していただくということで、配付を許可することはいかがですか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 それでは、了承が得られましたので、配付をお願いしたいと思います。

(名簿配付)

◎遠藤会長 配付が終わりましたので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたしたいと思います。ご協力ありがとうございました。

14時20分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

平成27年1月29日

議 長 遠 藤 百合子

署名委員 金 井 東 海

署名委員 鈴 木 まゆみ